

## 松山地方裁判所委員会（第36回）議事概要

### 1 日時

令和3年10月4日（月）午後2時30分から午後4時30分まで

### 2 場所

松山地方裁判所裁判員候補者待機室

### 3 出席者（地裁委員につき五十音順，敬称略）

（地裁委員）阿閉正則，池田正人，石橋英典，大熊伸定，片上裕治，

鈴木静，竹本道代，千葉和則，原田久，三好年久，山口あきこ

（説明者）柴田憲史民事第一部総括判事，山井翔平判事補

（事務担当者）近藤英彰事務局長，二宮英範民事首席書記官，

松岡正樹民事次席書記官，宇都宮英樹事務局総務課長，

成野泰慎事務局総務課課長補佐，傍士和人民事部主任書記官，

宮本一哉民事部主任書記官

### 4 議事

テーマ「民事訴訟手続におけるIT化の現状及び展望」

#### (1) 開会及び委員長の選出

千葉和則委員を委員長に選出した。

#### (2) 委員長あいさつ

#### (3) 地裁委員の自己紹介

#### (4) 委員長代理の指名

大熊伸定委員が委員長代理に指名された。

#### (5) 事務担当者による説明

山井判事補が，民事訴訟手続におけるIT化の現状及び展望について，説明を行った。

#### (6) ウェブ会議のデモンストレーション

山井判事補，傍士主任書記官及び宮本主任書記官によって，模擬事案を使用

したデモンストレーションを実演した。

(7) 意見交換要旨（■委員長，□委員，○説明者及び事務担当者）

■ まず冒頭に山井判事補からIT化の現状等について説明があり，引き続きデモンストレーションを見ていただきましたが，この内容についてなにか御質問や御意見などありますか。

□ 先ほどのデモンストレーションは双方に代理人弁護士が就いている事件でしたが，代理人が就かず本人がやっているような訴訟の場合には，現時点また将来的に，このようなウェブ会議を利用する事は，計画されているのでしょうか。

○ 現段階では，ウェブ会議ができる環境が整っている弁護士が代理人に就いている事件を中心に進めているところですが，将来的には設備や，非弁活動を的確に排除できる仕組み等の諸条件が整えば，当事者本人もウェブ会議を利用できるようになるのではないかと思います。

■ どのような人を対象とするのかということについては，その裁判体，裁判官の判断によるところがあります。現状ではTeamsを入れて事前に設定しなければならないという設備の問題がまず1つあります。そのような環境が整っている弁護士事務所と繋ぐことを現時点では想定しているということですが，このようなウェブ会議に関する知識に長けている当事者の方がいて，ウェブ会議を利用することは全くかまわない，むしろウェブ会議を利用したいという事であれば，裁判官の判断で導入するという事も可能かと思いません。

ただ，デモンストレーションの場で質問が出ていた録音録画できるかということについては，その様子を例えばビデオカメラで映すというようなことがないとは言えませんし，裁判所の方はテレビ画面に映っている状況しか分からず，弁護士事務所の場合にはあえてそのようなことはされないだろうという一定の安心感を持っているので，弁護士事務所なら繋ぎやすいというの

はあります。御本人の場合には、なかなかその部分をどのように担保するかというところが難しいので、裁判官もそこで踏み切れるかどうかという部分はあるかと思います。今、法改正が行われていて、非弁活動にあたるようなことをどのように排除するかという点が一つの課題になっていくと思います。

- 現状では、弁論準備手続において、オンラインで Teams を使って手続を行う事件と Teams を使わない事件とがあると思うのですが、その線引きは先ほどおっしゃられたように Teams を使えるかどうか、使える弁護士かどうかというところでの判断になっているということですか。
- 今のフェーズ1の段階で、こういった事件をウェブ会議で行うかといったことについては、基本的には担当裁判官の判断となるので、類型化はできないのですが、概ねどのような種類の事件でも活用はされているということになると思います。代理人がより遠方の場合には、活用される場合が多いと思いますが、双方とも近隣の松山の弁護士であったとしても、使っているというケースもあります。
- そうすると本人訴訟でも、本人から Teams でお願いしますとなると、現状でも Teams を利用することになりますか。ウェブ会議を利用するかどうかについては、裁判官の裁量というか専権的に裁判官がやりますという時にウェブ会議を利用することになるのか、当事者主導でもできるものなのかという点はいかがですか。
- 代理人ではなく本人の場合は、今の時点では、まだ実施はしていないので、今の段階では当事者本人がウェブ会議にしてほしいと言った場合でも、ウェブ会議では行っていないということになります。
- あくまでも裁判所としてこれはウェブ会議でもできそうだという事件に関して Teams を利用しているのが現状ですか。
- そうですね。おそらく担当裁判官の方で、この事件はウェブ会議で行おう

ということで、割り振りしていると思います。もちろん代理人からの要望があった場合には、代理人がついている事件についてはなるべく積極的にウェブ会議で行おうということになっていると思います。

- 私、Teams というのを始めて見ました。Zoom を使って会議することもあるのですが、Teams はセキュリティは大丈夫ということなんですか。どうして今回 Teams を採用することになったのかなと思いました。
- セキュリティの問題は、裁判所においても最大の課題の一つであると考えています。専門家を交えながら今後、より全面的に IT 化ということが強く進められていく中で今後更に検討されていくということなると思います。
- Zoom の方が一般的なのかなと思っていました。会議等をしていきますと Zoom 入れてますかと必ず聞かれますが、Teams を選定したというのはあまり聞かないので。
- 御指摘のとおり、Zoom は簡易に利用できる利便性がかなり高いものですが、Teams は、授業や会議等で使われている方がいらっしゃったら、御存知かもしれませんが、アカウントにパスワードや招待が必要ですので、セキュリティが高いと考えています。そのような理由で、Teams を選定したというような過程があると聞いております。

また、Teams もレコーディング機能というのがありまして、例えば、大学の授業で、まずは一回 Teams を使って授業をし、その内容を配信するというようなことができます。ただし、そのような機能は使わないということで基本的なルールを定めておりまして、今運用をしているところです。

- 当事者のところでも録画をしようと思えば録画できるのですか。
- それは機能としてはできますから、可能ということになります。
- IT 化の前と後を比べる資料を拝見しますと、この IT 化のメリットというのは、書類のやり取りに係る時間がアップロード、ダウンロードで一瞬でできてしまうので、その分時間が短縮されるということと、裁判所に出向い

ていく必要がないので、この裁判所でも松山以外の地域の方は、おそらく毎回今まで裁判所に来られていたと思うのですが、それがなくなるといところが最大のメリットということになると理解したらよろしいですか。

- そうですね。やはりその時間的あるいは経済的なコストを削減できるということと、それによって裁判手続自体の迅速化や効率化につながるということもメリットに含まれると思います。
- 今の御質問に少し関連すると思います。まさにIT化は目的ではなくて、一つのツールだろうと思います。私が身を置いていました金融界においても、まず第1フェーズとして、ツールのデジタル化というところから始まって、それから利便性の向上や効率化に資するということがあって、第2フェーズとしては業務のデジタル化というところに移っていくんだらうと思います。それで、更に業務のデジタル化を進めて最終的に何がもたらされるかということ、たぶん今おっしゃられたような時間とか距離がいらなくなるということ、それが目的かということそうではなくて、我々は何を考えているかということ、そこらいかにか付加価値的なサービスをお客様に御提供できるのかということ、第3フェーズというか、それが最終目的なんだらうと、もっと言えば、それが平準化されていくと、まあ単一の経過ではなくて、そういう業務が平準化されていくフェーズが最終目的になっていくんだらうと思います。業界がずいぶん違うので、一概には難しいかもしれませんが、いただいた資料で目的が「よりよい裁判を目指して」と書かれていて、目指す目的がよりよい裁判を目指すということならば、その距離とか時間とかだけの問題ではないのではないかという気がちょっとしまして、よりよい裁判というのは具体的にどういうものか、どういったことをイメージしていらっしゃるのか、というところをお教えいただきたいと思います。
- おっしゃるとおり、時間的・経済的な負担が軽減されるということのみではなく、裁判の質の向上をやはり最終的に目指しているところでして、そ

の中ではもちろん判決までにかかる時間が長いと国民からのニーズから離れてしまう側面があるので、そうするとその民事裁判の質として迅速な裁判ということも、よりよい民事裁判に含まれるのではないのかなと私としては考えているところです。

- 非常に核心的な御指摘だと思います。今、お話があったとおり、裁判所、裁判官として何を目指すかと言われた時に、例えば一般的に言われていることは、裁判とは迅速かつ適正なものでなければならないというのが一つの大きな目標としてあります。その上で、まさに御指摘のあったとおり、あくまでIT化というのは手段であって、IT化されたから、迅速でかつ適正な裁判が直ちにできますかというのが、まさに我々裁判所、裁判官に投げかけられているところなのかなというところは、おっしゃるとおりだと思います。

迅速というのは、先ほどから話に出ているようにある程度距離的な面、時間的な面でこれによって実現が進んでいくことがあるかもしれませんが、やはりこれは裁判官、裁判所職員全員が一丸となってやっていかないと直ちになるものではないですし、適正に関しては、これがIT化が入ったから直ちに適正になるとはとても思えなくて、やはりこれを契機に今までの裁判のあり方とか、例えば裁判所からすると、本当に当事者がどのようなことを求めている、それに裁判所がどう答えてきたか、よりよい質の深い裁判をするためにはどうすれば良いかというところを、これを契機に考えていかないと感じているところです。あまり答えになっていない所もあるのですが、やはりこういう機会に我々裁判官、裁判所としても、もう一度これまでの裁判を振り返ってみて、今言ったような所に向けて進んでいく所存かなと思います。

- 今のよりよい裁判にも関わると思うのですが、このフェーズ2までを考えた時に、新法に基づいて口頭弁論までウェブ会議が入った時に公開の原則というのはどのように今のところ検討されているのでしょうか。やはり裁判は、

傍聴があるというのが前提ですし、刑事にはなりますが、特別法廷問題もハンセン病の件であったと思うので、それがどうなのかについて質問させていただきます。

- 第2フェーズ以降のことなので、まだこれからどういった法制度になるかというところは検討中だとは思いますが、基本的には裁判を行う口頭弁論手続については公開の原則がありますので、特に証人尋問などに関しては今後議論されていくところだとは思いますが。基本的には、原則として証人尋問に関しては、同意がある場合を除いては公開の法廷で行われることになり、同意がある場合についての公開がどういったものになるかというところは今後また制度を設計する上での議論をしていくところではないかというところで、明確な御回答は今できないという段階です。

- 今の点は先程のe法廷というところもありましたが、どういう法廷とするのか、今、議論は、将来的に裁判所に出頭しなくても法廷ができるのか、例えば今日みていただいた争点整理のような手続は必ずしも公開でやっているわけではなく、弁論準備手続という手続は原則として傍聴人を入れない手続でやっていますので、そういう中では今日デモンストレーションで見ていただいたような当事者しかいない形でウェブ会議で行うということです。

次に、今度それが口頭弁論でということになると、口頭弁論は、法廷で行っており、現状では法廷にみなさんに来ていただいてやっており、そこで当然傍聴席もあるので裁判の傍聴、公開の原則となります。これが、e法廷になった時にどういう形式になるのかわかりませんが、みなさんが裁判所に来なくてもできますよ、尋問もウェブ会議でやるというようになった時に現在みたいな場所が確保できるのかどうか、それと今は法廷の中継みたいなのはありませんが、そういうようなことが行われるようになるのか、これはたぶん国民の理解を得ながらどういう法律ができていくのかによると思います。現状ではまだその法改正がされる前の現行の民事訴訟法の手続の中でウェブ

会議をやっていますので、弁論準備手続の期日自体も当事者が出頭するのが原則になっていますから、今の段階では書面による準備手続という手続でウェブ会議で繋いで行っているという状況です。そのため、どのような形で法律が整備されるかということにかかっているところがあって、我々もまだいろいろな意見を出している段階で、まだ確定したものがないという状況です。

- まずは感想ですが、先ほど、よりよい裁判という話がありましたが、私も今日委員会に来させていただいて、最近私の会社でも、局長会というのがあります、これまでは対面で会議をやっていたのがコロナで全部オンラインでやっています。Teams を使ってやっているのですが、もちろん時間とコストは掛からないのですが、会議の質がちょっと下がったかなと私自身感じています。それまでは活発な議論があったのですが、やはりオンラインで画面を見ての会議ですと、なかなか議論が成立しないところがあって、たとえばウェブ会議のセミナーのような講演を一方向的に聞くのであれば、非常に効率的な良い手段だと思いますが、なかなか会議体によっては難しい、やはりリアルな方が良いという議論が、今、出かかっているところもあります。今回この裁判でこういった形のものを導入するということですが、例えば、宇和島や新居浜とか松山から遠い方からすると、こういった手段というのは非常に効率よく使える、裁判長の御判断で利用されるのだと思うのですが、例えば、松山市内の裁判所の近くの事務所の弁護士の方が担当される裁判では、裁判長がウェブ会議を利用するという判断をされないだろうとは思いますが、先ほどおっしゃっていた手段が目的化しないようにしないと、これはどの業態もそうだと思うのですが、非常に我が身をもって思いますが、オンライン、オンライン、IT、ITというようにちょっと行き過ぎているところがあるかもしれないと思います。中身というところを十分に考えていかないといけないと改めて思ったところです。

1点お伺いしたかったのが、先ほどの録音、録画ができるかという話に関連して、録音できない・しないというところでしょうか、例えば議事録的なものというのは後で作成して共有するとか何かそういった事とかはされるのでしょうか。往々にしてこういう事は言った言わないみたいなこともあるかと思えますし、裁判という非常に大きな手続の中でそのあたりはどのように対処されるのかというところをお伺いしたいと思います。

- まず御質問に対する回答ですが、書面による準備手続、双方ウェブの場合には協議ということで、協議の内容を双方に確認してそれを共有するという事は行っております。最もノンコミットメントルールというその場で話したことに必ずしも縛られないというルールで自由に議論することも行っているため、そういった内容についてはあえてこの場限りの意見ということにして、もし、必要なこれはもう今後の進行に入る重要な部分であるという点については、書面を残して双方にその内容を、議事録というほどの詳細ではないですが、協議の結果を残して双方と裁判所とで共有するという事は行っています。

それから前半に話された感想について、こちらは私見にもなりますが、ウェブ会議で進めている事件についても、ここはもう集中的な議論が必要な期日であったり、和解のために集中的な議論が必要な時であったりする場合については、あえてウェブ会議をやめて、当事者双方に裁判所に来ていただいて、実質的な議論を深めるということも行っています。なので、ウェブ会議と口頭議論の使い分けという事を行って、必要な限りなるべく迅速に進めていくという事を考えているところです。

- 先ほど感想と言われた前段部分のところ、非常に奥深い内容だと思っておりまして、イメージがおそらく争点整理となると、どちらかという法律家と法律家が議論を戦わせるというのでウェブ会議でも成り立ちやすい構造になります。ただ民事裁判の中には、和解という場面があって、場合によっ

ては裁判官が当事者，代理人弁護士からみたらクライアントの方も裁判所に  
来てもらって，ここは譲歩すべきではないかとか，ここは後で言い分が通る  
かもしれないがこの点は譲歩すべきだとか，そういうことを裁判官が直接説  
得するような場面もあります。これはなかなかウェブ会議でやるのは難しく  
て，やはりそこは対面して直接話をするという事が功を奏するという事もあり  
ますので，そのあたりは今のフェーズ1の中では，切り分けをしながら手  
続を選択しているという現状です。これがフェーズ2，フェーズ3の時にど  
うなっていくのか，今こういう現状の空気をどういうふうに反映させていか  
なければいけないのかというところを，まさに今議論しているところです。

■ 質問以外に今日見ていただいたり聴いていただいたりした事についての  
率直な感想でもよろしいですし，御意見もいただければと思いますが，どな  
たか何かありますか。

□ こだわるようなのですが，現状は争点整理手続なので裁判官の裁量事項だ  
からウェブ会議にするか否かは裁判官の権限であって，ウェブ会議を選択す  
るか否かは当事者の権利ではないという位置付けでよろしいのですか。

○ そうですね。

□ 現状，ウェブ会議にしたら期日が入りやすいとか，対面になったら期日が  
遅いとかは，現状で既にあったりするのですか。

○ やはり，ウェブ会議だと事務所での打合せの前後に入れることもできます  
ので，一定程度期日が入りやすいというのはあるかなと思います。

□ そうすると，例えば，Teams が使えている弁護士で事件をそれ相応にでき  
そうだという場合にはウェブ会議をしてそういう時にはパッパと終わって，  
たまたま自分が依頼した弁護士が全然 Teams 等が得意ではなかった場合には  
期日がすごい延びてしまうとかいうような，当事者の目線から見た時には若  
干，現在がプラクティス段階とはいえ，実際の事件でやっているわけですか  
ら，当事者目線から見た時には，あの事件は早く終わったのに同じような事

件だけどちら全部対面で遅かったみたいなどころに対する懸念のようなことは、特にはないですか。それとも、全部争点整理という場面で採用という裁判所の問題だから気にするところではないという感じなんですか。その辺の所感をお伺いできればと思います。

○ たいへん難しい問題ではあるんですが、今は基本的には代理人弁護士とのウェブ会議だけをやっているところですので、そういう形でどの弁護士にお願いするかによって期日が入りやすい、入りにくいというのは確かに問題としてあると思っています。裁判所としても広報活動を続けていまして、今日の最初の説明で紹介がありましたが、弁護士会とウェブ会議の模擬裁判手続であったり、弁護士会内部においてウェブ会議の苦手な弁護士さんをウェブ会議が得意な弁護士さんがいろいろアドバイスしてくださったりするとか、いろいろな形で裁判所だけではなくて弁護士会も取り組んでいただいでいて、できるだけ多くの弁護士にウェブ会議に参加できるようにしてもらいたい、なってほしいというのが裁判所の考えです。

□ 大学でもウェブ会議が得意な先生は充実した授業になっているようですが、そうでなければ学生うけする授業ができないと紙芝居みたいな授業になったりして、その差が激しくてそれが学生のニーズに合っていないというところで不満が出てくることもあります。おそらくそれは裁判所でも同じことになるのではないかと、あくまで現状当事者の権利でないからこそ許されるのだろうというような感じですか。

■ ウェブ会議に関しては、今のような現状がやはりあるのかもしれませんが。ただ、例えば電話会議システムは、パソコンがなくても電話でやりとりをする手続で、当事者の一方には裁判所に出てきていただき、もう一方の当事者には電話を繋いで電話の向こうでやりとりをするというやり方で、それは現行の制度のもとでも行ってきていますので、そういう意味では物理的にウェブ会議が利用できないということであれば、電話会議システムを使うという

ことで、裁判所に出頭せず事務所にいる形で手続を行える余地はあるかと思  
います。ウェブ会議がまだ現行の範囲内ということなので、やりにくい部分  
がまだ正直あるというところかと思いますが、やはり当事者にとってもでき  
るだけ早くに進めたいニーズは裁判所もひしひしと感じているところでは  
ないので、もしウェブ会議が使えなくても、電話会議システムを使いながら、そ  
ういうような手段を使ってできるだけ時間の短縮を図っています。

どうしても出頭していただく場合に、そこでどうしても時間的に来ていた  
だくのが難しいと、そうすると次の週、次の週という形で延びてしまうとい  
うようにならないようにするための方法は、別の手段もあって、その手段の  
活用を考えていくというところはある、というところではあります。

□ フランクな質問をしてもいいですか。事件によるとは思いますが、どっち  
が楽ですか。

○ 内容によるというところではありまして、最初ウェブ会議の操作に慣れるま  
では、若干対面の方がやりやすいというところではあったのですが、今それな  
りにウェブ会議の操作に慣れてくると、ウェブ会議で行った方が期日自体を  
円滑に進めることはもちろんできますし、期日に遅れるということが少ない  
こともありますので、これは個人的な意見ですが、期日自体はウェブ会議の  
方がやりやすいというところではあります。もちろんパソコンについて期日の  
前後の準備等が多少ありますので、そういう意味ではウェブ会議の方が大変  
というのは少しあるかなと思います。

□ 今日見させていただいて、現時点でも、ウェブ会議も利用してやっている  
のだと感じました。そういう意味では、いろいろ訴訟記録の全面的電子化と  
いうのも考えてらっしゃるようですが、今日のデモンストレーションで見た  
測量図も、どこかにフォルダみたいなものを作って、そこにいったら見える  
ようになってるというようになっているのか、将来的に訴訟記録の電子化に  
ついてはどのようなイメージをもっているのかについてお聞かせください。

- 今のフェーズ1の段階ですと、Teams に各原告側、被告側、裁判所側のフォルダがあって、そこにデータが共有されているので、いつでもアクセスして、見るができるという状況になっています。

電子提出、e提出が可能になる今後については、おそらくシステム等をこれから作るということになると思いますので、まだどのような方向になるかわからないのですが、また別の方法で常にオンラインアクセスができるようなものになるのではないかとはいっています。

- こんなことを聞いていいかわからないのですが、やはり当事者となるのは弁護士の方だと思っておりますので、実際に事件を受任される弁護士の立場からすると、どう思うかというのを、伺いできればと思います。

- 私自身は、まだ松山の裁判所でウェブ会議というものに参加したことはなくて、相手側の弁護士がウェブ会議で参加している事件で、私は裁判所に出頭して行ったというのが1件あるくらいですが、今までは遠方の事件でしたら、電話会議ということで、電話だけでやっていますので、今日デモンストレーションでの画面を見てもそうですし、相手方がウェブ会議で参加している事件もそうですが、やはり画面で裁判官や相手側の顔が見えるということは、話をする上では非常に話をしやすいです。電話だけですと、相手がどんな表情で聞いているのか、あるいはこちらの声がどれくらい伝わっているのかよく分かりませんので、そういう意味では電話会議よりはウェブ会議でやるということでだいぶ便利になっていると感じますし、出頭する手間や期日の調整を考えると、非常に効率的なことがあるのではないかとはいいます。

ただ、今やっているのは争点整理手続だけですが、先ほど少し質問等が出ましたが、これが法改正してフェーズ2とか3といった口頭弁論等でもウェブ会議を利用するようになったときに、いったい裁判がどういう形になるのか具体的なこと自体はまだなんとも言えないので、これが将来的にどうなっ

ていくのかということが、実際私にもよく分からないところがあります。

やはりIT化するという場合に、将来的には、当事者本人が弁護士に依頼しない場合でも利用できるような制度になるのがいいのではないかなと思っています。これはどういように法律を改正していくかという内容にもよりますし、今後技術的に見て、おそらく時間が経過するとだいぶ変わっていくとは思いますが、今のところは、はたしていったいどんな裁判になるのかなというようなイメージです。

- 感想なんですが、争点整理という段階でのウェブ会議というものは非常に効果的なんだろうなと拝見させていただいて、思いました。ただ、リアルで相対するメリット、デメリットもありますし、ウェブ会議のメリット、デメリットもあると思います。例えばですが、ウェブ会議ですと目の前に人がいないので、電話の時ほどではないにしても、ちょっと言いにくいかなという場面でも言いやすいということが実体験としてあります。ちょっと上の決裁者に「お言葉ですが」なんて目の前では言いにくいですが、ウェブ会議だと言えるという感じです。ただ、逆にリアルで言った方が迫力があると思います。ハイブリッドでいろいろな使い分けがあるのではないかなとは思っています。

実際の争点整理の場面を見せていただいたら、裁判については全くの素人ですが、争点整理はウェブ会議でも十分できると思いました。むしろ言いにくいことでも言っちゃえ的なことがひょっとしたらあっても、白熱した議論がリアルよりも出てくる可能性もあるのではないかな、というのが私の感想でした。

- 先ほどの、本人の方を取り残さないという御発言に力を得たのですが、私どもの団体を利用する方についても、ITに対して、かなり抵抗を持たれている方も多いです。そういう一般の方を是非取り残さないような方法や方向で、考えていただけたらと思います。民事となるといろいろな事件があろうか

と思いますので、ITについて詳しい人もいるし全く疎い人もいるということで、そのあたりのサポートをどうしていくのかというのは、今後十分に考えていただけたらなと思っております。

■ 裁判所だけではなくて、おそらく法律にアクセスするということについては、国民一般皆さん等しくというところだと思います。ITはひとつのツールですので、そのツールを便利に使うということはもちろんあるかもしれませんが、全ての人が使えらるかどうかということも考えて、使えないことによってアクセスを遮断してしまうというようになると元も子もありませんので、そういうことにも配慮しながら、ハイブリッドというお話もありましたが、使う場面、使わない場面をうまく切り分けながら、運用していくということになるのかなと思っております。

□ 現状、プラクティスをされていて、いまの中間試案の段階で、まず入口の論点として、IT化したときにIT化を義務として、書面を提出するときにはウェブじゃないとだめとするのか、従来の方法を残した上で、ITもできるという選択式にするのかということが議論になっていると思うのですが、現状、松山地裁でプラクティスをしている所感として、従来の方法を残したほうがいいだろうという所感になるのか、それともこのくらいだったら基本的には争点整理はウェブ会議でというのが義務で、その方式に一本化できそうだとするのか、ウェブ会議を行ってみての現時点での御感想をお伺いできると興味があるのですが、いかがですか。

○ たいへん難しいです。我々は制度を作れる立場にないもので、意見を上げることぐらいしかできないのですが、仮に、オンライン提出に一本化になったとしたら、それを苦手とする人へのサポートというのは絶対に必要だと思っていまして、従来の道を残すかどうかということと、もし従来の方式を残さないのであれば、そのサポートをどうするか、ということを実際に考えなければならないというようには思っています、どちらがいいということ、

まだ私は明確にお答えしにくいと思っています。

□ 我々はできたものに従うしかないところはあるのですが、いま御指摘があったとおり、やはり義務化するの是最初の段階だと思うのですが、訴状の提出を、ウェブ会議でしか認めないのか、それ以外も認めるのかということで、かなりいろいろな意見が出ているようで、せっかくIT化するなら全部IT化すべきだという意見も強いようですが、一方で、先ほどからお話が出ているように、国民の中にはまだまだIT化に対応できない方々もいらっしゃるのです、そのサポートという意味でも、残すべきだという意見もあり、意見が拮抗しているところだと思いますが、IT化にして全部となるとどうかなというところもあるので、残さないならそれなりの、その方々に対する手当等が必要になってくると思います。

■ 今の問題も、どこかの時点でスパッと割り切れるかどうかという問題もあります。10年くらい経過措置をとって、例えば導入して10年後にはもうITでe提出で、となると、10年後には今の若い人がだんだん年を取ってきて、お年をめされた方もそれなりにウェブ会議を使えるようになってる、というようなことになっているかもしれません。

それ以外にも、導入のために多額の費用がかかるようでは、一般の人はなかなか使いこなせないということもあるでしょうから、機器の発達とか、そのようなことも含めていろいろな議論があるのだろうと思っています。

■ さて、いろいろと御意見も伺ってまいりましたが、だんだん時間もなくなってまいりました。他に御意見等がないようでしたら、意見交換は以上ということにしたいと思います。

□ (意見なし)

■ 委員の皆様から貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。今回いただきました御意見をふまえて、民事訴訟のIT化を進めてまいりたいと思います。

(8) 次回期日及びテーマ

令和4年5月16日（月）午後2時30分～午後4時30分

調停制度発足100周年を迎えた民事調停の現状と課題